

◇ ゴルフ接待での飲食費の取扱い

Q : 5,000円以下の飲食費は交際費に含めなくていいそうですが、ゴルフ接待の場合は、飲食費だけを取り出してもいいのですか？

A : ゴルフ接待での飲食は、ゴルフ接待と一体のものですから、飲食費だけを取り出して金額判定するということはありません。

【解説】

交際費等は原則、損金不算入ですが、平成18年度の税制改正で、飲食その他これに類する行為のために要する費用(もっぱら当該法人の役員もしくは従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出するものを除く)で1人当たり5,000円以下の飲食費については、例外的に損金算入が認められるようになりました。

つまり、本来の交際費等に該当する行為に伴ってする飲食は「交際費等」となり損金不算入、単なる飲食その他これに類する行為のために要する費用で5,000円以下の飲食費は損金算入となるのです。

したがって、ゴルフ接待に伴う飲食は、ゴルフ接待という一連の行為の中で行われるものですので、飲食費だけをゴルフ場への支払代金の中から抜き出しても5,000円以下の飲食交際費として取り扱うことは認められません。

また、この取扱いは、レストラン等がゴルフ場と別会計になっていたとしても同様で、その飲食がゴルフ接待と一体である限り5,000円以下の飲食交際費として取り扱うことはできませんので注意してください。

